

別添 2

国道経第 57 号
国道国防第 184 号
国道環安第 82 号
国道参第 26 号
平成 30 年 2 月 20 日

各地方整備局道路部長
北海道開発局開発建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長 宛

国土交通省道路局
企画課長
国道・防災課長
環境安全課長
参事官

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進に係る
道路管理者の協力について

トラック・バス・タクシーといった自動車運送事業は、我が国の産業活動や国民生活の基盤となる運送サービスを提供する重要な産業であり、本サービスの供給を安定的・持続的に確保していくためにも、運転者の労働条件の改善は喫緊の課題であるとの考えの下、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）を踏まえ、「トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」（平成 29 年 8 月 28 日自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議取りまとめ。以下「施策集」という。）が取りまとめられた。

駐車に関する交通規制（以下「駐車規制」という。）については、警察庁において、「きめ細かな駐車規制の実施について」（平成 16 年 1 月 15 日付け警察庁丙規発第 1 号、丙交指発第 3 号）、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」（平成 19 年 2 月 6 日付け警察庁丙規発第 5 号、丙交指発第 5 号。以下「平成 19 年通達」という。）等によりこれまでも見直しが推進されてきたところであるが、今般、宅配貨物が年々増加する中で、特に、駐車スペースの

少ない都市部における宅配貨物の各戸配達における駐車場所の確保等に苦慮する事業者から、荷下ろし等のためのトラックの駐車場所の確保や駐車規制の緩和等について要望がなされたことも踏まえ、施策集における「直ちに取り組む主な施策」として「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」が盛り込まれたところである（別添1）。

これらを踏まえ、警察庁では、交通局長から「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について（平成30年2月20日）以下「警察庁通達という。」

（別添2）を発出し、個々の交通実態等に応じて、安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しを行い、駐車規制が交通の安全と円滑を確保するために必要最小限なものとなるよう、一層の取組に努めることとしたところであるが、その基本的な考え方、実施要領等及び道路管理者の対応については下記のとおりであるので、遺憾のないようにされたい。

また、貴管内の都道府県、政令市に対して、本通知を参考送付していただくとともに、都道府県から管内の市町村（政令市を除く）に対しても本通知の趣旨を周知するよう依頼されたい。

記

1 警察庁通達の基本的な考え方

違法駐車を始めとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は必要不可欠である。一方、近年においては、貨物集配中の車両による各戸配達等のための短時間の駐車需要の増加が認められるところであり、この全てが道路上のみで対応可能となるものではないものの、共同住宅やビル等における貨物集配中の車両のための駐車場所の確保、路外駐車場の整備等と共に、安全かつ円滑に駐車できる道路上の場所における駐車規制の見直しも重要となっている。

警察庁において、駐車規制の見直しに当たっては、各地域におけるこのような駐車需要の実態を的確に把握した上で、近年の道路整備や社会情勢の変化を受けた道路環境及び自転車・歩行者を含む交通実態の変化等に加えて、貨物自動車運転者の労働条件の改善は過労運転の防止等にもつながって交通安全の確保に資することも踏まえつつ、道路管理者や地方公共団体に対して必要な協力も呼び掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、積極的かつきめ細やかな検討及び取組を行うこととしている。

2 警察庁通達による貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの実施要領

警察庁において、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて以下

の要領で実施することとしている。

① 貨物自動車運送事業者等からの要望を踏まえた見直し場所の候補の選定
駐車規制の見直しを推進するためには、貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者団体等からの要望が実際に提出されている場所から検討を進めることが肝要であることから、当該要望場所を中心に、管内の交通実態を踏まえ、駐車規制の見直しを検討し、次のような場所がある場合については、特に重点的に検討する。

(1) 貨物の集配に相当な時間を要する集合住宅、中高層オフィスビル等の建物（敷地内又は建物内に貨物集配中の車両のための駐車場所が存在するものを除く。）の付近や中低層の小規模ビル等が密集する市街地等の貨物集配中の車両に係る高い路上駐車需要が認められる場所

(2) 次のような、駐車規制の見直しが交通の安全と円滑に与える影響が小さい場所

ア 車線数に比して交通量が多くない区間

イ 自転車・歩行者の安全な通行が阻害されない区間

ウ 道路幅員又は車線幅員が広い区間

エ 一方通行規制を実施すれば広い幅員が確保できる区間

② 駐車規制の見直し手法

時間帯又は対象車両の車種若しくは用途を問わない一律の駐車規制の解除又は緩和を行うと交通の安全と円滑に支障が生じると考えられる場合であっても、例えば次の手法を用いることを検討して、見直しの余地を十分に検討する。

(1) 当該道路の区間において駐車禁止の交通規制の対象から除く又は駐車可の交通規制の対象とする車両（以下「対象車両」という。）を、例えば「貨物集配中の車両」のように限定（貨物の集配は事業用自動車だけではなく自家用自動車でも行われることに留意すること。）

(2) 対象車両が駐車することのできる時間帯を、当該地域で通常貨物の集配が行われる一定の時間帯に限定

③ 道路管理者との連携

警察庁において、駐車規制の見直しに当たっては、貨物自動車運送事業者の要望に関する情報を道路管理者と共有するとともに、講ずる対策の内容（道路管理者又は道路管理者の承認を受けた者が行う歩道の切込みによる駐車スペースの確保等）について、道路管理者と密に調整を行うなど、道路管理者との連携を図ることとしている。

3 警察庁通達による貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに当たっての留意事項

警察庁において、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに当たり、以下に留意することとしている。

① 地域住民への十分な説明

駐車規制の見直しを行うに当たっては、地域住民に対して、当該地域における交通実態、当該地域において貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者団体等から提出された具体的な要望及びその背景、当該地域で駐車規制の見直しを行うことにより一般交通に生じ得る影響、貨物の集配の円滑化等によって地域住民も当該見直しの受益者となると考えられること等を十分説明するなどして、その理解を得るよう最大限努めること。

② 駐車施設の整備等の働き掛けの推進

現状の道路構造や道路の整備状況を踏まえれば、道路上のみで全ての駐車需要に対応することは困難であることから、駐車規制の見直しと併せて、地方公共団体等に対して路外駐車場の整備、駐車施設の附置に係る条例の整備（貨物集配中の車両のための駐車場所の附置に関する規定の創設等を含む。）、共同住宅やビル等の敷地内又は建物内における貨物集配中の車両の駐車場所の確保等について働き掛けること。

③ 駐車規制の見直しに関する広報の実施

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しを行った区間については、ホームページ等の各種広報媒体を活用して、積極的に地域住民、貨物自動車運送事業者等への周知を図ること。

4 警察庁通達による駐車規制の見直しの集中的実施期間

本通達に基づく駐車規制の見直しについて、警察庁では、迅速な見直しが可能なものについては可能な限り早期に見直しを行うこととしつつ、平成32年度末までに見直しが完了するよう、計画的かつ集中的に実施するものとし、本見直し実施後についても、集中的実施期間内外を問わず、交通実態等の変化に応じ、不断の見直しを行うこととしている。

5 道路管理者の対応

各都道府県警察から、貨物自動車運送事業者等による駐車規制の見直しの要望に関する情報提供を受けるとともに、講ずる対策の内容（道路管理者又は道路管理者の承認を受けた者が行う歩道の切込みによる駐車スペースの確保等）について相談があった場合には、当該道路の交通状況等を十分に踏まえた上で、連携して取組むこと。